

令和2年第2回笠松町議会臨時会会議録

令和2年4月1日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

臨時議長	8番	岡田文雄
議長	7番	伏屋隆男
副議長	4番	尾関俊治
議員	1番	間宮寿和
〃	2番	關谷樹弘
〃	3番	高橋伸治
〃	5番	川島功士
〃	6番	田島清美
〃	9番	安田敏雄
〃	10番	長野恒美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	古田聖人
副町長	川部時文
教育長	野原弘康
総務部長	村井隆文
企画環境経済部長	堀仁志
住民福祉部長	服部敦美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和2年4月1日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について

日程第5 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について

日程第6 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について

日程第7 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について

日程第8 第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について

日程第9 第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について

日程第10 第26号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認
について

日程第11 第27号議案 監査委員の選任同意について

日程第12 第28号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について

追加日程 閉会中の継続調査申出について

日程第13 諸般の報告について

○議会事務局長（平岩敬康君） 臨時議長の紹介をいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、岡田文雄議員が年長の議員でありますので、議長席のほうへお願いいたします。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（岡田文雄君） ただいま紹介されました岡田文雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますのでよろしく御協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和2年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（岡田文雄君） 日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 第1号選挙について

○臨時議長（岡田文雄君） 日程第2、第1号選挙 笠松町議会議長選挙についてを行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありましたので、選挙の方法は投票によることにいたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に4番 尾関俊治議員、10番 長野恒美議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、両議員の立会いをお願いします。

〔「開 票」〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。無効投票なし。

有効投票中、伏屋隆男議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、伏屋隆男議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました伏屋隆男議員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長より申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 笠松町議会議長当選者、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。

○**臨時議長（岡田文雄君）** 伏屋隆男議員、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（伏屋隆男君） 皆さんの御推挙を頂きまして、また議長を務めさせていただきます。

第54代ということですがけれども、昨年6月に県の議長会長を就任させていただきました。県内はもとより、全国会議等準備させていただきました。もう一年、この役職を務めるわけですが、笠松町の名に恥じないように役職を全うしていきたいというふうに思っております。

そして、今、新型コロナウイルスが蔓延しておりますけれども、これにもいち早く終息するように願っておりますし、笠松町としての体制を万全に整えていきたいというふうに思います。また、今年度で第5次総合計画が終了しますが、来年から始まる第6次総合計画のこの従前の笠松町のありようを見定めていかなければならないと、その作成にも大いに関わっていかねばならない。皆さん方のお力添えを頂いて笠松町民のための政治をしていきたいというふうに思っております。

そういった意味で議長としての大役でございますけれども、議会をまとめて笠松町民に喜んでいただけるような政治をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○臨時議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

日程第1 議席の指定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 川 島 功 士 議員

6番 田 島 清 美 議員

日程第3 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第4 第2号選挙について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第2号選挙 笠松町議会副議長選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしまししょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に5番 川島功士議員、9番 安田敏雄議員の2名を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。無効投票なし。

有効投票中、尾関俊治議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、尾関俊治議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました尾関俊治議員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長より申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 笠松町議会副議長当選者、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

○**議長（伏屋隆男君）** 尾関俊治議員、御挨拶をお願いします。

○**新副議長（尾関俊治君）** 今回、副議長に御推挙頂き、誠にありがとうございます。

これから、伏屋議長を補助して笠松町民のため、笠松町の発展のために頑張っていきたいと思っております。

いろいろコロナの影響とかあると思いますけれども、行政と議会の対等の関係で対応していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

日程第5 第1号選任及び日程第6 第2号選任について

○**議長（伏屋隆男君）** 日程第5、第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について、日程第6、第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを行います。

この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたしたいと思っております。

お諮りいたします。各常任委員会委員及び議会運営委員会に、次の方を指名いたしたいと思っております。総務文教常任委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、川島功士議員、高橋伸治議員、關谷樹弘議員。民生建設常任委員会委員、岡田文雄議員、伏屋隆男議員、田島清美議員、尾関俊治議員、間宮寿和議員。議会運営委員会委員、長野恒美議員、岡田文雄議員、田島清美議員、川島功士議員。以上であります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第7 第3号選挙から日程第9 第5号選挙までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第7、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について、日程第8、第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について、日程第9、第5号選挙 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員、岡田文雄議員、田島清美議員、尾関俊治議員。岐阜県地方競馬組合議会議員、安田敏雄議員、岡田文雄議員、伏屋隆男議員、田島清美議員、川島功士議員。木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づく者、岡田文雄議員、間宮寿和議員。関係市町の長の推薦に基づかない者、尾関俊治議員、關谷樹弘議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

ただいま広域連合議会議員及び一部事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長（平岩敬康君） 羽島郡広域連合議会議員当選者、氏名、岡田文雄、住所、羽島

郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町米野9番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

続いて、岐阜県地方競馬組合議会議員当選者、氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月日、昭和18年3月9日。氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町米野9番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

続いて、木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者、関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、間宮寿和、住所、羽島郡笠松町下本町26番地、生年月日、昭和42年7月6日。関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。氏名、關谷樹弘、住所、羽島郡笠松町西宮町122番地、生年月日、昭和42年6月21日。

○議長（伏屋隆男君） この際、報告を行います。

各常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定されました。

総務文教常任委員会委員長、川島功士議員、副委員長、長野恒美議員。

民生建設常任委員会委員長、田島清美議員、副委員長、尾関俊治議員。

議会運営委員会委員長、岡田文雄議員、副委員長、長野恒美議員。

次に、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育施設運営委員会委員、政治倫理審査会委員及び都市計画審議会委員にそれぞれ次の方を推挙することに決定いたしました。

国民健康保険運営協議会委員、長野恒美議員、伏屋隆男議員、川島功士議員、高橋伸治議員。
社会教育委員、田島清美議員。

公民館運営審議会委員、長野恒美議員。

体育施設運営委員会委員、伏屋隆男議員。

政治倫理審査会委員、安田敏雄議員、田島清美議員、尾関俊治議員。

都市計画審議会委員、岡田文雄議員、伏屋隆男議員、川島功士議員。

なお、ここでそれぞれのお方の氏名、住所、生年月日が記載された用紙を配付しますので御確認ください。

〔用紙配付〕

以上、御了承願います。

日程第10 第26号議案から日程第12 第28号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第10、第26号議案から日程第12、第28号議案の3議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について、1件。監査委員の選任同意、1件。令和2年度笠松町一般会計補正予算（第1号）、1件。以上、3件であります。

このうち、第27号議案 監査委員の選任同意につきましては議案の15ページとなりますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、監査委員に安田敏雄議員を選任いたしたく、町議会の同意を求めるものであります。

第26号議案の令和元年度一般会計補正予算の専決処分の承認及び令和2年度一般会計補正予算につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。

第26号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についてであります。こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

11ページにございますように、3月9日に専決をさせていただきました。今回の補正額は454万円の増額補正でございます。内容的に2つの補正がございますが、いずれも新型コロナウイルス対策関連の内容となっております。

歳出から御説明いたしますが、13ページの中ほどになりますが、民生費、児童福祉費、児童措置費で、こちらは保育所等において新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品、消耗品であります消毒液、マスク、体温計等を購入する費用に対し補助を行うため、保育環境改善等事業補助金を35万2,000円増額するという内容でございます。全額国の補助金で対応いたします。

続きまして、同じく3目の子育て支援推進費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための小学校の臨時休業期間、3月2日から3月26日までの間でございますが、こちらにおける放課後児童クラブ開設及び春休み期間中の指導員増員に伴い、児童クラブ指導員の派遣委託料を132万5,000円に増額する内容となっております。議員の皆さん御承知のように、2月27日に国から3月2日から学校を休業するというので要請がございました。

これを受けまして町では2月29日と3月1日にこの児童クラブへの申請の受付を行いました。そうしましたところ、笠松小学校区域で36人、松枝小学校区で113人、下羽栗小学校区で71人、計220人の申込みがございました。

それで当初は、8時半から3時まで学校で対応、それから3時から19時までを放課後児童クラブで対応いたしました。その後、3月9日からは16時30分までは学校で面倒を見ていただくということになりました。その人的対応でございますが、3月2日からその3月9日までは13時までは教員の皆さんと小・中学校の学習支援員の方、3時から放課後児童クラブの指導員と先ほど申しあげました派遣会社の職員で対応しました。そして3月9日からは、16時30分までは学校の支援員と放課後児童クラブの指導員、派遣職員で対応。16時30分からは、指導員と派遣職員で対応いたしました。

今回、補正させていただきましたのは、松枝と下羽栗の放課後児童クラブが指導員が足りないということで延べ136人分の113万6,960円を補正いたしました。そして春休み分の3月27日から31日分も、こちらも松枝と下羽栗に指導員が足りないということで延べ36人分、33万6,600円を補正させていただきました。合計147万3,560円が足りないということになりました。ところが、執行残高がございまして、こちらが14万8,852円まだ予算が余っておりますので、今回の補正は先ほど申しあげました132万5,000円ということになります。

それで、臨時休業中の放課後児童クラブの運営費は、国庫補助金において100%措置されますので、既存の予算で対応した分については、今回は児童福祉費と小学校費、それから中学校費の管理費で、先ほど申しあげた国庫補助金を財源内訳補正を行っております。したがって、国庫補助金で対応した分が結果的には予算処理上、余剰財源となりますので、今回、財政調整基金に286万3,000円、積立金を増額する補正をさせていただいております。

以上が専決の内容でございます。

それから、続きまして、16ページからの第28号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

199万1,000円の増額補正となります。大きく分けて3つの補正を行わせていただきます。

歳出のほうから御説明をさせていただきます。

19ページですが、まず1つ目は、款2の総務費、企画費、企画総務費の中で、こちらは新型コロナウイルス対策として町の施設利用者等の健康状況の確認が行えるようにするために、各施設等に非接触式の体温計を設置するに当たり、消耗品を26万4,000円増額させていただきます。33台の設置を予定しております。役場のほか、各種出先機関、それから小・中学校、合わせて33台の設置を予定しております。今回は、まず町の費用で対応を予定しております。県の補助金も予定されておりますので、配分が決定した後に補正をしたいと思っております。

それから2つ目は、19ページの第7款 土木費、第2項の道路橋梁費、第3目の交通安全対

策費で56万円の補正をしております。こちらは、高齢運転者の安全運転意識の向上と交通事故防止を図るため、国土交通省が認定した自動車の後付け急発進等抑制装置を設置するための経費の一部を補助するため、補助金を56万円計上させていただきました。補助対象者は、笠松町に住民登録がある75歳以上の方で、装置設置対象期間は令和2年4月15日から令和3年2月28日までとなっております。4月15日からということで今回追加で補正させていただきました。補助金の申請期限は令和3年3月15日までとなっております。

少し内容を御説明させていただきますと、1台当たり1万円を補助いたしますが、こちらの装置はおおむね5万2,000円から9万4,000円の価格がするようで、国の制度がございまして、大体4割が国で補助されますので、6割が本人負担となります。国の補助は65歳以上が対象となっております。今回は、75歳以上を町が補助するというもので、県と町がそれに上乗せ補助するものであります。県の補助金が1件当たり2分の1の5,000円の補助があります。笠松町では56件が補助予定としておりますが、これは県の試算によるものでございまして、少し詳しく御説明しますと、笠松町内には平成30年末で75歳以上の免許保有者数が1,234人見えるそうです。車の保有率は93%ということで、1人1台をお持ちということで笠松町では922台が該当しまして、その中でも古くて装置が取付けできないのがおおむね150台あるということで、装置取付け可能台数が550台で算定され、さらにその1割が申請されるであろうということで今回56台分を予算化させていただくものでございます。

続きまして、3つ目の補正ですが、19ページの第9款 教育費、小学校費の学校管理費と教育振興費で補正を行っております。こちらは、令和2年度より松枝小学校に通級指導教室のまなびが開設することに伴うもので、学校管理費では授業に必要な図書費用に2万1,000円、教職員用の机、椅子、パソコン等の管理用器具費を整備するため、75万9,000円を増額しております。また、教育振興費では、平均台等の教材器具費を38万7,000円増額する補正を行っております。

御参考までに申し上げますと、令和2年度からの笠松町内の通級指導教室の設置状況でございますが、笠松小学校にまなびとことばの教室、それから松枝小学校と下羽栗小学校にそれぞれまなびの教室が設置されることとなります。

18ページの第18款の歳入でございますが、今回の増額補正に伴い不足する財源に財政調整基金を充てるため、基金繰入れを増額させていただいております。

以上が補正の説明でございます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第26号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 13ページの歳出の民生費で、保育所の関係でマスクだとか消毒液と併せて体温計の設置があるようですが、この体温計については小・中学校も全て、このコロナの関係で言うと、どこかできちっとしていかなきゃいけないわけだと思うんですが、この量、どれぐらいそれぞれの保育所に充てられたのか。体温計などはどんな状況の割当てになったのか、この辺を教えてください。

放課後児童クラブについては、なかなかいい対策を取られて随分親御さんにとってはよかったですかなと思っておりますけれど、取りあえず児童措置費の状況を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回、保育所が体温計を購入されました本数なんですが、第一保育所が1本、松枝、下羽栗保育所は、各7本ずつ購入をされております。もともと体温計は各保育所等はあると思うんですけれども、この非接触性といって、よく病院とかでびって、おでこの近くでやるそういう体温計を新たに購入ということになっております。

小学校につきましては、先ほど補正で副町長が説明をしたものなんですけれども、一応、笠松小学校で2本、松枝小学校で3本、下羽栗小学校で3本、笠松中学校で3本。児童クラブにつきましては、笠松児童クラブが1本、松枝放課後児童クラブが2本、下羽栗放課後児童クラブは既に配置済みですので、今回は購入はしておりません。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この体温計って、これからまだまだ大事な道具になると思うんですが、防いでいくためにもまたこれ以上広がらないためにも、この接触しないでびっと分かるということであれば、これだけの数で大丈夫なんですか。それから1本どれぐらいするものなんですか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この体温計は、額の近くに当てただけで瞬時に測定ができますので、かなりたくさんの方を早く測定はできるものだと思います。この体温計、今回、補正上げさせていただいたのは、1本8,000円ということで予算を組ませていただいております。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 少し補足させていただきますと、学校の場合は、各家庭で体温を測って登校してくださいということで、この春休み中に各世帯にそういった通知を出されるそうですので、その学校現場でなった場合に対処できる数ということで、今、福祉部長が申し上げた数を購入予定であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 確かに家庭で、まず小・中学校はといっても、兄弟があつたりいろいろするだろうし、全部がちゃんとそうなる大丈夫だとして学校へ来てくれていればいいんですけども、やっぱりその体温計は必要なものだと思うんですね、学校の設備としても。保育所は取りあえずお母さんたちが連れてきて、そこで測って。ですけれども、子供さんは学校の入り口で測っても、そのとき体温が上がっていて親が家に帰たらいいなんてことも起こるだろうから、その点では大変だと思います。例えば小学校だと通学路に従って幾つかの上り口から登校して教室に入っていくように思いますけれど、それに必要なだけのものは小学校、中学校、そして保育所には備えるべきだと思うんですが、その点はきちっとできるということで考えていいですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 体温については、やはり学校としてもきちっと管理をしていかなきゃいけないというふうに思っています。まず、御家庭でできるだけ体温を測っていただきたいと思うんですけれども、やはり朝の会とかで確認すると測っていない子がいるというふうに考えられます。そうした子については、今の体温計の置き場所をどこにするか、各学級にということにはなかなかできないと思いますけれども、学年に1本ずつとか、学年主任さんのところに置くとかして、そこできちっと測って、そして大丈夫かどうか。体温が高いというような状況があれば、保護者の方に御連絡をして、ちょっと様子心配なところがございましてお迎えのほうお願いできますかというような形で対応していきたいというふうに考えております。

○10番（長野恒美君） 必要なだけは用意するんですね。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり承認されました。

〔9番 安田敏雄君退場〕

第27号議案 監査委員の選任同意については、質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり同意することに決しました。

〔9番 安田敏雄君入場・着席〕

第28号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 歳出の19ページに企画費の企画総務費の中の消耗品費ということで体温計が33台上がっておって、出先機関ですね、公民館とかにも配置していただけるというふうに聞いたんですけど、例えばどなたが来られて、健康状態がどうだったとかというエビデンスというのはどのように取られるつもりなのか、取らないつもりなのか、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。もしも発生した場合に、そこに誰がいたかというのが分からないと後追えないと思うんですね。小学校や中学校、保育所はみんな誰が出席しているか分かると思うんですけど、そうじゃないところというのはどのように考えておられるのか、その辺のところの見解を、エビデンスについてはどのように考えるのかお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

今後の公民館等の利用されるにつきましては、利用時の注意事項というものをお渡しいたしまして、不要不急でない、どうしても活動の中止もしくは延期できない事情がある場合に対しまして貸出しをいたします。それで、その中で言われております3つの密の密閉空間・密集場所・密接の場面ですね、そういったものを避けて、利用していただくことになっております。なお、活動の実施につきましては、体温計とかアルコール消毒等を各自していただくとか、37.5度以上の発熱や具合の悪い方が見える場合は、利用を御遠慮していただくとか、あと、先ほど議員さんも言われました、もし感染者が出た場合、追跡調査をしなければいけないので、その活動の場所、日時、参加者全員の氏名、住所、電話番号等を明記した名簿を作成していた

だいて、それを保管していただくということをお願いしようと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 公民館等はそういうことである程度いいかなと思いますけど、例えばほかの地方自治体では窓口業務をされている方が感染されてという事例もニュースで聞いたように思いますが、笠松町においては窓口に来られた方についてはどのようなエビデンスを取られる考え方なのかお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

例えば住民課の窓口でしたらば、住民票が取りたいというような方でしたらその申請書を書いていただきます。そこに住所、お名前、そして対応した職員の名前というものを記載したものを頂いて、保管しておりますので、万が一そのようなことがあったときには、それで追跡をしていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 住民課とか税務課とか、そういう直接文書をやり取りするところというのは大抵分かると思うんですけども、そうでないところもあると思うんですね、御相談に来られたり、いろんなことで窓口に来られる方については、そういう文書のやり取りで申請とかされない場合もありますね。そういう場合はどういうふうに対応されているのかということも含めて、本当に対岸の火事ではないと思いますので、もし出たときにいち早く終息させるためにはやっぱりきちとしたエビデンスを取っていないと追跡ができないという、どこに行ったか分からないということになってしまいますので、それは教育委員会も一緒だとは思いますが、その辺のところというのはどのようになっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

確かに、窓口、住民課とかではないところにもお客様はいらっしゃいますので、やはり濃厚接触とかというふうになりますと、長時間、時間ではないですけど、長いことお話をする機会があれば、そのリスクは高くなると思います。相談事でいらっしゃる方につきましては、どんな相談かというその記録もつけておりますので、大体の方は、どこの方がというのは把握はできると思います。ただ、本当に一過性に見えて少しだけお尋ねになったりとかというような場合ですと、なかなかお名前を聞いて控えてというところまでは難しいこともあります。できる限りのところで来庁者の方の把握はしていきたいとは思いますが、100%全員の方というのは少し困難なことではないかというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 川島議員の続きなんですが、まだまだ日本全体の状況としては、増えている状況ですよ。岐阜県にしましてもそうだと思います。総務のほうとして、例えば役場で言えば、私も時々、バスの回数券を1枚売ってと行ったりするんですよ。今までは、もらって終わりですよ。だけど、これからのことを言いますと、接触する機会のある者については、一応そのときには名前と住所と電話番号を書いてもらうことは、追跡していくことのためにも理解してもらえないかだと思いますけど、住民の皆さんに。公共施設だけは最低、それだけの対策を取ってもいいように思うんですが、その点ではどのように考えられますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員のおっしゃることはよく分かりますが、基本的に例えば行政だけ把握したところで、したところだという言い方は語弊がありますが、例えば民間のスーパー、デパート、お買物をされる方のお名前とか、そういったものはお尋ねになっていないと思います。電車に乗るときもそうです。これは私どもも必要最低限のことはしっかりやらせていただきますが、例えば今言ったバスのそういったものをお買い求めになる方にお聞きするということは、個人情報関係、プライバシー関係でちょっと支障があるんじゃないかと思います。今後の国や県の動向を見ながら、例えば非常事態宣言が出された場合はまた考えていくと。まだ私どもはそこまでの事態に至っていないと思います。

そして何よりも大事なのは、不要不急の外出は控えていただくことが一番だと思います。特に御高齢の方が感染するリスクが高いと思われま。本当に先ほど足立部長の答弁にありましたように、中止せざるを得ない、もしくは延期できないと、そういったこと以外は、こういった公共施設、人が集まる場所へのお出かけは控えていただきたいというところではあります。ただ、それも実質まだお願いでありまして、強制やあるいは自粛要請、強く自粛要請するまでには至っていない。その今の現状の中でできることをやっていくと。これが今私どもの精いっぱいなどころではないかというふうに認識しております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

先ほど議会運営委員会委員長より、定例会及び臨時会の会期について並びに能率的な議会運営について調査するため、会議規則第53条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして当申出書の写しを配付いたさせます。

〔議案配付〕

追加日程 閉会中の継続調査申し出について

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第13 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第13、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点御報告させていただきます。

1点目は、監査委員より監査委員監査基準及び令和元年度1月分、2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって岐南町議会議長に代わりました。なお、副会長は笠松町議会議長であります。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和2年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年4月1日

臨時議長 岡 田 文 雄

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 田 島 清 美

議 員 川 島 功 士